

専門委員による評価・検討の必要性について(平成28年度)

法人名	一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター
担当部・課	産業部 商工課

判断基準1

経営が悪化しているおそれのある法人(以下各号に該当した場合)

- (1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること
- (2) 債務超過にあること
- (3) 累積欠損金があること
- (4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

(1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること

	H25	H26	H27
経常損益	2,942	3,436	▲ 791

単位: 千円

赤字の場合

当期赤字×10年	正味財産・純資産	判定
▲ 7,910	59,942	

単位: 千円

該当 非該当

(2) 債務超過にあること

	H25	H26	H27
総資産	59,276	62,719	62,224
負債	1,979	1,986	2,283
正味財産・純資産	57,297	60,733	59,942

単位: 千円

該当 非該当

(3) 累積欠損金があること

	H25	H26	H27
累積欠損金	0	0	0

単位: 千円

該当 非該当

(4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

	H25	H26	H27
経常損益	2,942	3,436	▲ 791

単位: 千円

該当 非該当

判断基準2

設立目的が達成された法人又は社会情勢の変化等により法人の存続の必要性が著しく低下したと認められる法人

所管部評価

対象外

該当 非該当

判断基準3

他の対象法人と設立目的や事業内容が類似している法人

所管部評価

対象外

該当 非該当

専門委員による評価・検討の必要性 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>

専門委員による評価・検討の必要性について(平成28年度)

法人名	株式会社街づくりまんぼう
担当部・課	産業部商工課

判断基準1

経営が悪化しているおそれのある法人(以下各号に該当した場合)

- (1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること
- (2) 債務超過にあること
- (3) 累積欠損金があること
- (4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

- (1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること

	H25	H26	H27
経常損益	49,238	13,918	1,967

単位:千円

赤字の場合

当期赤字×10年	正味財産・純資産	判定

単位:千円

該当 非該当

- (2) 債務超過にあること

	H25	H26	H27
総資産	178,644	162,875	167,816
負債	85,084	56,694	57,680
正味財産・純資産	93,560	106,181	110,136

単位:千円

該当 非該当

- (3) 累積欠損金があること

	H25	H26	H27
累積欠損金			

単位:千円

該当 非該当

- (4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

	H25	H26	H27
経常損益	49,238	13,918	1,967

単位:千円

該当 非該当

判断基準2

設立目的が達成された法人又は社会情勢の変化等により法人の存続の必要性が著しく低下したと認められる法人

所管部評価

対象外

該当 非該当

判断基準3

他の対象法人と設立目的や事業内容が類似している法人

所管部評価

対象外

該当 非該当

専門委員による評価・検討の必要性 有 無

専門委員による評価・検討の必要性について(平成28年度)

法人名	公益財団法人石巻市芸術文化振興財団
担当部・課	教育委員会生涯学習課

判断基準1

経営が悪化しているおそれのある法人(以下各号に該当した場合)

- (1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること
- (2) 債務超過にあること
- (3) 累積欠損金があること
- (4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

- (1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること

	H25	H26	H27
経常損益	5,687	30,923	17,252

単位:千円

赤字の場合

当期赤字×10年	正味財産・純資産	判定

単位:千円

該当 非該当

- (2) 債務超過にあること

	H25	H26	H27
総資産	141,084	189,885	204,810
負債	24,058	41,928	39,592
正味財産・純資産	117,026	147,957	165,218

単位:千円

該当 非該当

- (3) 累積欠損金があること

	H25	H26	H27
累積欠損金	0	0	0

単位:千円

該当 非該当

- (4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

	H25	H26	H27
経常損益	5,687	30,923	17,252

単位:千円

該当 非該当

判断基準2

設立目的が達成された法人又は社会情勢の変化等により法人の存続の必要性が著しく低下したと認められる法人

所管部評価

該当なし

該当 非該当

判断基準3

他の対象法人と設立目的や事業内容が類似している法人

所管部評価

該当なし

該当 非該当

専門委員による評価・検討の必要性 有 無

専門委員による評価・検討の必要性について(平成28年度)

法人名	石巻産業創造株式会社
担当部・課	産業部産業推進課

判断基準1

経営が悪化しているおそれのある法人(以下各号に該当した場合)

- (1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること
- (2) 債務超過にあること
- (3) 累積欠損金があること
- (4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

- (1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること

	H25	H26	H27
経常損益	3,650	8,089	8,134

単位:千円

赤字の場合

当期赤字×10年	正味財産・純資産	判定

単位:千円

該当 非該当

- (2) 債務超過にあること

	H25	H26	H27
総資産	749,147	757,408	766,120
負債	15,837	17,013	18,595
正味財産・純資産	733,310	740,395	747,525

単位:千円

該当 非該当

- (3) 累積欠損金があること

	H25	H26	H27
累積欠損金	▲ 706,190	▲ 699,105	▲ 691,974

単位:千円

該当 非該当

- (4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

	H25	H26	H27
経常損益	3,650	8,089	8,134

単位:千円

該当 非該当

判断基準2

設立目的が達成された法人又は社会情勢の変化等により法人の存続の必要性が著しく低下したと認められる法人

所管部評価

東日本大震災から5年が経過し、地元企業から販路拡大や新たな産業の創出による産業の活性化の重要性が増している状況下、石巻地域の産業の振興・発展させることを目的に設立された当該法人の事業実施は、必要かつ重要であると考えます。

該当 非該当

判断基準3

他の対象法人と設立目的や事業内容が類似している法人

所管部評価

当該法人の設立目的や事業内容が類似する他法人は存在しない。

該当 非該当

専門委員による評価・検討の必要性 有 無

専門委員による評価・検討の必要性について(平成28年度)

法人名	網地島ライン株式会社
担当部・課	復興政策部地域振興課

判断基準1

経営が悪化しているおそれのある法人(以下各号に該当した場合)

- (1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること
- (2) 債務超過にあること
- (3) 累積欠損金があること
- (4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

(1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること

	H25	H26	H27
経常損益	▲ 6,410	13,822	39,886

単位:千円

赤字の場合

当期赤字×10年	正味財産・純資産	判定

単位:千円

該当 非該当

(2) 債務超過にあること

	H25	H26	H27
総資産	153,789	168,372	181,523
負債	201,400	197,313	178,985
正味財産・純資産	▲ 47,611	▲ 28,941	2,538

単位:千円

該当 非該当

(3) 累積欠損金があること

	H25	H26	H27
累積欠損金	▲ 57,611	▲ 38,941	▲ 7,461

単位:千円

該当 非該当

(4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

	H25	H26	H27
経常損益	▲ 6,410	13,822	39,886

単位:千円

該当 非該当

判断基準2

設立目的が達成された法人又は社会情勢の変化等により法人の存続の必要性が著しく低下したと認められる法人

所管部評価

網地島ライン株式会社による離島航路事業については、事業の性質上、利益を大幅に生み出すことが非常に困難な事業ではあるが、田代島・網地島両島民にとって、唯一の交通手段であり、生活航路として非常に公益性の高い、欠くことのできない事業であるため、当法人の存続は必要である。

該当 非該当

判断基準3

他の対象法人と設立目的や事業内容が類似している法人

所管部評価

当該法人については、他の対象法人と設立目的や事業内容が類似していない。

該当 非該当

専門委員による評価・検討の必要性 有 無